また、その発行する株券等を、社債等振替法に基づき、振替機関が取り扱うことに同意した会社（⑷ｃにおいて「振替に係る同意会社」という。）にあっては、株式の状況全体について、直近の総株主通知（同法第151条第１項の規定による通知をいう。）の基準とする日現在のものにより記載することができる。

会社が二以上の種類の株式を発行している場合には、種類ごとの所有者別状況が分かるように記載すること。

［ｂ～ｄ　略］

⑷　大株主の状況

［ａ・ｂ　略］

ｃ　大株主は所有株式数の多い順（提出会社を除く。）に10名程度について記載し、会社法施行規則第67条第１項の規定により議決権を有しないこととなる株主については、その旨を併せて記載すること。ただし、会社が二以上の種類の株式を発行している場合であって、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無に差異があるときは、所有株式に係る議決権の個数の多い順に10名程度についても併せて記載すること。

なお、大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市町村までを記載しても差し支えない。

振替に係る同意会社が最近日以外の日現在のものにより記載した場合において、当該記載時点となる日後最近日までの間における大株主の異動について当該同意会社が把握しているものがあるときは、当該異動の内容を注記すること。

［ｄ・ｅ　略］

⑸　議決権の状況

［ａ・ｂ　略］

ｃ　「議決権制限株式（自己株式等）」の欄には、議決権制限株式（単元未満株式を除く。ｄ及びｅにおいて同じ。）のうち、会社法第308条第２項の規定により議決権を有しない株式（以下この様式、第三号様式、第四号の三様式及び第五号様式において「自己保有株式」という。）及び会社法施行規則第67条の規定により議決権を有しない株式（以下この様式、第三号様式、第四号の三様式及び第五号様式において「相互保有株式」という。）について、種類ごとに総数及び内容を記載すること。

ｄ　［略］

ｅ　「完全議決権株式（自己株式等）」の欄には、無議決権株式及び議決権制限株式以外の株式（単元未満株式を除く。以下この様式、第三号様式、第四号の三様式及び第五号様式において「完全議決権株式」という。）のうち、自己保有株式及び相互保有株式について、種類ごとに総数及び内容を記載すること。

［ｆ～ｈ　略］

［削る。］

また、その発行する株券等を、社債、株式等の振替に関する法律に基づき、振替機関が取り扱うことに同意した会社（⑸のｃにおいて「振替に係る同意会社」という。）にあっては、株式の状況全体について、直近の総株主通知（同法第151条第１項の規定による通知をいう。）の基準とする日現在のものにより記載することができる。

会社が二以上の種類の株式を発行している場合には、種類ごとの所有者別状況が分かるように記載すること。

［ｂ～ｄ　同左］

⑸　大株主の状況

［ａ・ｂ　同左］

ｃ　大株主は所有株式数の多い順に10名程度について記載し、会社法施行規則第67条第１項の規定により議決権を有しないこととなる株主については、その旨を併せて記載すること。ただし、会社が二以上の種類の株式を発行している場合であって、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無に差異があるときは、所有株式に係る議決権の個数の多い順に10名程度についても併せて記載すること。

なお、大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市町村までを記載しても差し支えない。

振替に係る同意会社が最近日以外の日現在のものにより記載した場合において、当該記載時点となる日後最近日までの間における大株主の異動について当該同意会社が把握しているものがあるときは、当該異動の内容を注記すること。

［ｄ・ｅ　同左］

⑹　議決権の状況

［ａ・ｂ　同左］

ｃ　「議決権制限株式（自己株式等）」の欄には、議決権制限株式（単元未満株式を除く。ｄ及びｅにおいて同じ。）のうち、会社法第308条第２項の規定により議決権を有しない株式（この様式、第三号様式、第四号の三様式及び第五号様式において「自己保有株式」という。）及び会社法施行規則第67条の規定による議決権を有しない株式（この様式、第三号様式、第四号の三様式及び第五号様式において「相互保有株式」という。）について、種類ごとに総数及び内容を記載すること。

ｄ　［同左］

ｅ　「完全議決権株式（自己株式等）」の欄には、無議決権株式及び議決権制限株式以外の株式（単元未満株式を除く。この様式、第三号様式、第四号の三様式及び第五号様式において「完全議決権株式」という。）のうち、自己保有株式及び相互保有株式について、種類ごとに総数及び内容を記載すること。

［ｆ～ｈ　同左］

⑺　ストックオプション制度の内容

ａ　取締役、使用人等に対して新株予約権証券を付与する決議がされている場合には、当該決議に係る決議年月日、付与対象者の区分及び対象者数を決議ごとに記載すること。

ｂ　当該決議により新株予約権証券を付与する、又は付与している場合には、新株予約権の目的となる株式の種類（内容を含む。）及び株式数並びに新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件、譲渡に関する事項、代用払込みに関する事項及び組織再編成行為に伴う交付に関する事項を記載すること。